

新たな時代における経済上の連携に関する
日本国とシンガポール共和国との間の協定の署名に際する
日本及びシンガポールの両国首脳による共同発表
(21世紀のダイナミズムと繁栄に向けて)

1. 我々、小泉純一郎日本国内閣総理大臣及びゴ・チョクトン・シンガポール首相は、2002年1月13日、シンガポールにおいて会談を行い、アジア地域における政治経済の情勢をはじめとする様々な問題について意見と分析を交換しあった。この地域の安全・安定・繁栄への貢献という我々に共通の責務を再確認しつつ、その責務遂行のために両国がいかに緊密に協力すべきかについて、我々は率直な話し合いを行った。

2. 我々、両首脳は、この地域の歴史を振り返り、冷戦下の東西対立の影響を受けて、イデオロギーにより一時期苛酷にも分断されていた北東アジア及び東南アジアの国々が結束に向かうという最近の前向きな進展に勇気づけられている。また、我々は、これらのアジアの国々と世界の他の国々との協調が進んでいることも歓迎する。

3. しかしながら、多くの困難と試練が依然として残っている。1997年から1998年にかけて発生したアジア通貨危機は、今なお我々の記憶に新しい。また現下の世界的景気後退は、この地域の繁栄と成長を脅かしている。

4. 我々は、この地域の経済の再活性化のためには、この地域の人々に共通する特性である勤勉、活力、成熟さを今こそ動員し、更なる創造力、技術革新力及び起業家精神を我々の中に呼び起こさなければならないと認識する。これがひいては、我々両国の繁栄にも資するものとなろう。

5. かかる認識に立って、我々は、両国がこの地域において果たすべき役割を

見直し、かつ、再評価した上で、新たな連携のための枠組みを構築することを通じて、両国の間に既に存在する緊密かつ親密な関係に新たな刺激を吹き込むべきであると決意した。

6．我々は、グローバル化の勢いと急速な技術的進歩が国際環境を変化させ、経済面及び戦略面で新たな課題と機会を提示してきたことを認識し、日本及びシンガポールの企業のために、より大きな規模のより調和した市場を創出する上で、また両国の制度や政策の改革を進める上で、両国間に経済上の連携を構築することが重要であることを確認する。これにより、我々の市場の魅力と活力が増進することとなる。

7．我々は、両国間の一層強固な経済上の結び付きと統合が、企業活動に新たな機会を創出し、規模の経済を拡大し、さらに取引の安定性と予見可能性を高めるであろうことを確信する。我々は、そうした結び付きと統合は、豊かな人材と多くの天然資源に富むこの地域において堅実な経済発展と緊密な経済上の連携を加速させ、かつ、促進する触媒として、重要な役割を果たすことを堅く信じる。我々は、この目標の達成に向けて協力することを決意する。

8．我々は、日本とシンガポール間の経済上の絆が強化されることは、日本の東南アジアへの関わりと同地域における日本の取り組みの強化につながるものと信じる。また日本とシンガポール間の絆の強化は、日本と他のASEAN諸国との経済関係を強固なものにするための枠組みを提供することとなるであろう。これはひいては、5億人からなる共同市場の統合を目指すASEANの努力を支援することとなる。

9．我々は、日本とシンガポール間のこうした経済上の連携は、両国間の貿易上の障害の相互撤廃、相互の投資の円滑化と促進、資本市場の発展、人物の交流、情報通信技術の利用の促進、並びに、科学研究機関、大学、放送事業者及び中小企業間の提携を伴うものとなるべきであると考えている。

10．我々は更に、現代の経済において民間部門の役割が急速に拡大していることを考慮し、二国間の連携は、両政府の間のみにおいて構築されるのではなく、政府以外の様々な団体もまたこれに関与すべきであるとの確信を共有する。

11．これらすべての信念と希望を念頭に、我々は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の署名を今ここに終えたことを満足の意をもって発表する。同時に我々は、新たな時代における経済上の連携を構築する過程で、両国の民間部門が関与する数多くの連携や結び付きが進展したことを歓迎する旨の共同声明を喜びをもって発出したい。これらの共同声明には、今ここに署名を終えた協定に含まれる幾つかの分野に係る双方の共有する見解及び信念が含まれている。

12．我々は、両国の政府と国民を代表して、21世紀の門戸が開かれた今、このアジアで最初の包括的かつ実質的な二国間の経済上の連携協定が締結されたことを心から祝福する。

共同声明

両首脳は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下本声明において「日・シンガポール新時代経済連携協定」という。）の署名にあたり、その特定の分野に関する共同声明を下記のとおり発出する。

1．総則に関する章（日・シンガポール新時代経済連携協定への加入）

（１）日・シンガポール新時代経済連携協定が世界的な及びこの地域の中での貿易又は投資の自由化並びにルールの策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、両首脳は、他の国又は地域が日・シンガポール新時代経済連携協定に加入する可能性について留意する。

（２）両首脳は、その加入の条件については、日・シンガポール新時代経済連携協定の両締約国（すなわち、日本国及びシンガポール）と加入を求める国又は地域との間で、当該国又は地域の個別の事情を考慮して、交渉することができることを確認する。

2．物品の貿易に関する章（ダンピング防止措置の規律強化に向けた世界貿易機関での共同行動）

（１）両首脳は、世界でダンピング防止措置に安易に頼る傾向が強まっていることを認識し、こうした措置が貿易を阻害し国内産業を不公正に保護するという保護主義的な目的のためにしばしば濫用されることについて深い懸念を共有する。両首脳は、こうした措置が、現在、特に多国間貿易交渉の新ラウンドを開始しようとしている世界貿易機関の下で熱心に追求されている貿易自由化に向けた世界的な努力を妨害するような貿易制限的な効果を引き起こすことに重大な関心を持って留意する。

（２）したがって、両首脳は、ダンピング防止措置の適用の際の公平性と整合性のみでなくダンピング防止措置の発動手続の透明性を確保するための健全で明確なルールを確立することが喫緊の課題であることを確認する。同時に、ダンピング防止措置の濫用の可能性に鑑み、両首脳は、日・シンガポール新時代

経済連携協定において、両政府が保護主義的な目的では当該措置を用いるべきではなく、真に必要な限りにおいて、また、ダンピングの与える損害を救済するために他の方法を利用できない場合に限り当該措置を用いるべきであると決意した。

(3) 両首脳は、特に世界貿易機関の枠組みにおいて、ダンピング防止措置を規律する規則を明確化し、改善し、強化するための両国間の協力を継続し、それを確固たるものとすることを決意した。

3. 貿易取引文書の電子化に関する章

(1) 両首脳は、貿易取引文書の電子化の重要性を認識し、TEDI（貿易金融EDI）に関連するサーバー等の日本の文書交換サーバーと、シンガポールの文書交換サーバー（すなわち、送り状、船荷証券その他の企業間で交換される貿易取引文書を電子的に伝達し及び保管するサーバー）との連係を歓迎する。

(2) 両首脳は、上記の連係がもたらす恩恵が、以下により拡大されることを希望する。

(a) 日本に関しては、

(i) 貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）、港湾EDIシステム及び通関情報処理システム（NACCS）等の関連する貿易関連電子システムを、2002年度までに相互接続することにより、ワンストップサービスを提供する日本国政府のイニシアティブ

(ii) 日本における文書交換サーバーと、JETRAS、港湾EDIシステム及びNACCS等の貿易関連手続システムとの間のデータ交換の効果的利用

(iii) G7における作業の結果を踏まえた、税関手続の標準化及び簡素化に関する関税協力理事会のイニシアティブの実施

(b) シンガポールに関しては、

(i) 2002年度までに、民間企業間でTradeNetとの連携を円滑化するシンガポール政府のイニシアティブ

(ii) シンガポールにおける文書交換サーバーと貿易規制システムとの間の

データ交換の効果的利用

(iii) G 7における作業の結果を踏まえた、税関手続の標準化及び簡素化に関する関税協力理事会のイニシアティブを実施する可能性の検討

4 . 相互承認に関する章（医薬品 G M P 分野における協力）

両首脳は、日本国政府とシンガポール政府がこの協定に署名するに当たり、医薬品に係る優良製造所基準（以下本声明において「G M P」という。）に関する以下に掲げる協力活動は、相互の制度に対する理解を促進し、両政府がさらなる協力を行う分野の拡大を将来において考慮する助けとなることを認識し、この協力活動を開始する意図を表明することを歓迎する。この協力活動は、日本国厚生労働省とシンガポール保健科学省（以下本声明において「当局」又は合わせて「両当局」という。）によってそれぞれの国の適用可能な法令に従って実施される。

この点に関し、G M Pに関する相互承認を考慮する際には、両国のG M P規制制度の同等性と経済的利益が確認されるべきであることを認識し、日本国政府は、この協定の第6章（相互承認）にG M Pに関する附属書を追加する可能性が将来考慮されるべきであるとのシンガポール政府の見解に留意する。

この共同声明において、「医薬品」とは、両国において「人用の医薬品」と定義される製品であり、かつ、各々の国においてG M Pが適用されているものとする。この「医薬品」の定義には、有効成分（原薬）が含まれる。

「G M P」とは、品質保証の手段として、医薬品を、その使用目的に照らして適切な、かつ、当該医薬品の製造についての承認又はその仕様において要求される品質基準に常に従って製造し及び管理することを確保するものをいう。

（1）各当局は、

（a）他方の当局の要請により、自国の領域内に所在する医薬品製造施設のG M P査察報告書の写しを提供する。ただし、当該製造施設が製造した医薬品が、要請を行った相手国に輸出されていることを条件とする。この点に関し、ここで交換される情報は、要請を受けた当局が定期的に収集及び保持しているものに限られる。

- (b) 提供を要請された G M P 査察報告書には、次の情報を含める。
 - (i) 査察日
 - (ii) 実施された査察及び活動の範囲
 - (iii) 重要な所見又は結果の概要
 - (iv) 対象製品の製造施設の G M P 適合状況
- (c) G M P 査察報告書を他方の当局に提供する。可能な場合には英語とする。
- (2) 各当局は、自国で製造され、あるいは流通していると把握している医薬品のクラス分類により類別された回収情報を、他方の当局に提供する。この情報には以下のものを含める。
 - (a) 製品名
 - (b) 製造施設の名称及び住所
 - (c) バッチもしくはロット番号
 - (d) 有効期限 (判明する場合)
 - (e) バッチの回収の理由
- (3) 各当局は、他方の当局の要請により、当該他方の当局に対して、医薬品の品質、特に、必要な場合には、製品の欠陥に関する情報を提供する。
- (4) 各当局は、適切な場合において、かつ、予算の許す範囲で、他方の当局の職員が G M P 査察制度の実施について学ぶことを目的として行う訪問を歓迎する。
- (5) いずれの当局も、自国の法令により開示が義務付けられる場合を除くほか、この共同声明の下で他方の当局が秘密と示した上で交換した情報を開示しない。
- (6) 両当局は、
 - (a) この協定の発効後、3年に一度、この共同声明の下での協力の進捗を検討する。
 - (b) 検討結果によっては、両当局間の協力分野の拡大の可能性について考慮する。
- (7) 各当局は、以上の協力活動のいずれかを終了させることを希望する場合

には、その3ヶ月前に他方の当局に対し文書により予告を行う。

(8) この共同声明の下における協力についてのすべての詳細は、両当局の間で議論する。

5．投資に関する章（環境）

両首脳は、開かれ、差別的でなく、かつ公平な貿易及び投資体制を支持し、擁護する政策と、環境の保護及び持続可能な開発の促進のために行動する政策との間に、何ら矛盾があってはならないということを認識する。

6．自然人の移動に関する章（職業上の技能に関する相互承認）

(1) 両首脳は、特に土木工学分野で開始された両国政府の専門家間の職業上の技能に関する相互承認に関する議論を歓迎する。

(2) 両首脳は、両国間で職業上の技能に関する相互承認を促進することがもたらす潜在的な利益に留意する。

(3) 両首脳は、日・シンガポール新時代経済連携協定第9章の下で設立される職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会での議論の過程において、両政府は職業上の技能に関する相互承認を行うことが可能である他の分野を検討するとの意図を表明する。

7．金融サービス協力に関する章

(1) 両首脳は、日・シンガポール新時代経済連携協定によって進められる経済連携を促進し強化する上で、両国の金融部門間における民間部門の協力の重要性を再確認する。

両首脳は、両国の資本市場の発展を促進するための二国間協力の必要性を強調する。両首脳は、両国の監督当局が、両国の金融部門における民間部門の協力を資する環境整備を含む、金融市場及び金融基盤に関する問題について検討し、話し合うことを決定した。両国の証券取引所間の協力においては、最近進展が見られている。両国間の協力が拡大されることによって、両国の資本市場の深化と流動性が改善されるであろう。

両首脳は、両国の金融部門間における民間部門の協力を促進するうえで、両国の金融当局間の規制監督面の協力が重要であることを確信する。日・シンガポール新時代経済連携協定及びシンガポール通貨監督庁と日本国金融庁との間の覚書は、両国の証券法の効果的な執行に寄与し、両国の金融市場及び金融基盤を発展させるうえで、重要な役割を果たすであろう。

(2) 両首脳は、日・シンガポール新時代経済連携協定における金融サービスに関する二国間協力促進の一環として、両国が、A S E A N + 3 蔵相会議で合意されたチェンマイ・イニシアティブに基づく二国間スワップ取極の交渉を開始する可能性について検討することを決定した。チェンマイ・イニシアティブは、域内の金融経済の安定促進を目的とし、A S E A N加盟国、中国、日本及び韓国の間での二国間金融取極のネットワーク構築を主な柱としている。

8 . 情報通信技術に関する章

(1) 両首脳は、両国の経済及び両国経済の結びつきの発展のための極めて重要な礎として、普及力のある力強い情報通信技術 (以下本声明において「I C T」という。) ネットワーク及びサービスを持つことの重要性を認識し、また、I C T分野における両国の官民両部門間の強固な連携を構築することに関する両国相互の関心及び利益を認識しつつ、このダイナミックな分野における両国間のより緊密な協力を促進する意図を表明する。

(2) 両首脳は、次によりI C T分野における両国の官民両部門間の強固な連携を構築することの重要性を認識する。

(a) I C Tの問題に関する両国間の対話及び協力を促進すること。

(b) 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保等の手段を通じて信頼を醸成すること。

(c) 民間部門のイニシアティブを奨励し、消費者の利益を保護するために各々の国において明白かつ一貫した法的枠組みを採用すること。

(3) 両首脳は、上述の意図を達成するために、次の一般原則が十分に考慮されるべきとの見解を共有する。

(a) I C Tの発展及び事業慣行の形成においては、民間部門が主導すべ

きである。

(b) I C T分野において、政府は、民間部門のイニシアティブを促進し、消費者利益を最大化する好ましい環境を創造すべきである。また、政府は、民間部門の最大限の利益のために高水準のオンライン・サービスを提供するよう努めるべきである。

(c) 政府は、I C T分野で民間部門に不必要な規制や制限を課すことを避けるべきである。政府による規制や制限は、民間部門に対して明白で、透明で、予測可能で、費用対効果が高いものであるべきである。

(d) 政府は、新しい技術に前向きに対応し、新しい技術への理解を消費者が高めることを奨励すべきである。また、政府は、電子商取引を発展させるため、民間部門に対しI C T分野における高まりつつある新しいサービスへの需要に応えるべく新しいサービスを早急に導入するよう奨励すべきである。

(e) 政府は、国際的な協力及び調和がシームレスなI C T環境を構築するために必要であることを念頭におくべきである。

(4) 公開鍵基盤の相互運用性

(a) 両首脳は、両国において公開鍵基盤（以下本声明において「P K I」という。）が円滑に相互運用されることが望ましいとの見解を共有する。したがって、両政府は、P K Iの法的及び政策的側面に関する関連情報を提供したり、両国の民間部門がP K Iの相互運用性に関する対話を進展させることを奨励する等、P K Iの相互運用性を促進するための適切な措置をとる努力をする。

(b) 両首脳は、P K Iの相互運用性についての協力は、両国間だけではなく地域及び国際レベルでも促進されるべきであるとの見解を共有する。また、両首脳は、両国間の協力が地域及び国際レベルでの協力の参照モデルになり得るとの見解を共有する。

(5) 個人情報保護の保護

(a) 両首脳は、個人情報保護に関する各々の国の法律及び慣行のより深い相互理解を進展させる重要性を認識する。したがって、両政府は、お

互いに相手国における個人情報の保護についての制度の進展を常に把握し、この分野における更なる協力を探求するために、都合の良い時に専門家レベルの対話を行う。

(b) 両首脳は、個人情報の保護の分野における民間部門の役割の重要性を認識しつつ、両政府に、両国の民間部門がこの分野において協力を進めるよう奨励する努力をするよう促す。

(c) 両首脳は、各々の個人情報保護マークの相互承認を目指した協議を開始するために2001年8月8日に財団法人日本情報処理開発協会とシンガポールのコマース・トラスト Pte Ltd. との間で結ばれた覚書を歓迎する。両首脳は、両団体が目指しているとおり、この協議が2002年6月までに結論に達することへの希望を表明する。

(d) また、両首脳は、電気通信事業における各々の個人情報保護マークの相互承認を目指した協議を開始するために2001年8月20日に財団法人日本データ通信協会とシンガポールのコマース・トラスト Pte Ltd. との間で結ばれた覚書を歓迎する。

(6) 消費者保護

両首脳は、消費者保護が電子商取引の健全な発展を確保するための重要な要素であることを認識する。また、両首脳は、両国において電子商取引を行う消費者が、その他の形態の商取引を行うときに与えられる保護と同等の保護を可能な限り受けるべきであると認識する。

(7) 高度電気通信ネットワーク

(a) 両首脳は、両国において高度電気通信ネットワークを発展させること及びこのようなネットワークへの接続を改善することの重要性を認識し、その点についての努力を歓迎する。

(b) したがって、両政府は、以下の問題にかかる情報、見解及び経験を交換する。

(i) 高度電気通信ネットワークの更なる発展を促進すること。

(ii) 高度電気通信ネットワークの利用機会の格差を是正すること。

(iii) 高度電気通信ネットワーク分野の創造的な研究開発に資する環境を

促進すること。

(8) 双方向広帯域マルチメディア・サービス

(a) 両首脳は、日本及びシンガポールの双方が高度な能力の広帯域ネットワーク及び産業を発展させていることに満足をもって留意し、両国の民間部門に対し、両国で高まりつつある双方向広帯域マルチメディア・サービスへの需要に前向きに対応するよう奨励する必要があることを認識する。

(b) したがって、両政府は、双方向広帯域マルチメディア・サービスの成長を加速することができる共同活動につき討議し、提案するための定期的な会合を開催する。また、両政府は、両国の民間部門に対し、双方向広帯域マルチメディア・サービスの促進を主導すること及びこの分野における両国民間部門間の関係を強化することを奨励する。

(9) ICT分野における競争促進のための規制戦略

(a) 両首脳は、費用対効果及び信頼性の高いICTサービスの普及が新たな情報時代における経済活動を下支えすること、並びに、健全な競争が消費者の利益を確保するために必要であることを認識する。また、両首脳は、融合しつつある複合事業者市場を規制することは困難であるが意味のある課題であり、規制者側は市場の成長を確保し、革新的技術やサービスを進取できるような柔軟なアプローチをとるべきであるとの見解を共有する。

(b) したがって、両政府は、(日本国総務省とシンガポール情報通信開発庁との間において、) ICTサービスの規制分野における最新の進展にかかる情報や見解を交換するため、都合の良い時に会合をもつ。両首脳は、これにより各々の国の規制環境、慣行及び手続きについての両政府の理解が進むことを期待する。

(10) 電子政府

両首脳は、両国政府が各々の行政システムにICTを導入し、電子政府の実現を試みていることに満足をもって留意する。したがって、両政府は、各々の目標をより効率的な方法で達成するために、この分野での各々の独自の経験を共有する。

(1 1) I Tスキル標準の確立及び I C T技術者の情報技術プロジェクト管理スキルの相互認証

(a) 両首脳は、 I C T 専門家の能力を発展させ、共通の評価を行うことにより、両国における I C T に関する能力の向上及び開発を奨励する必要性を認識する。

(b) この文脈において、両首脳は、 2 0 0 1 年 8 月 2 4 日に財団法人日本情報処理開発協会の中央情報教育研究所及び情報処理技術者試験センターとシンガポール国家情報通信技術センター及びシンガポール・コンピューター・ソサイエティーとの間で結ばれた、日本の情報処理技術者試験とシンガポールの I T スキル認証プログラム (I T プロジェクト管理) との間のスキル標準の相互認証に関する覚書を歓迎する。

(c) 両首脳は、上記 (b) に言及された覚書に基づき知識及びスキルの範囲が他方の国の I C T 技術者のそれらと同等であると認められた各々の国の I C T 技術者が、申請をすれば、当該他方の国において、その法令に従い、日本の場合は適切な入国及び滞在に関する許可が、また、シンガポールの場合は雇用許可証が、それぞれ付与されるべきであるとの見解を共有する。

(d) この文脈において、両政府は、 I T スキル標準及び相互認証を発展させる更なる協力を探求する。

(1 2) 郵便サービス

(a) 両首脳は、郵便サービスが I C T に関連する重要な分野であることに留意する。電子メールやその他の電子通信形態の出現にかかわらず、伝統的な郵便サービスは、通信、事業実施及び人々の間で緊密な連絡を維持するための信頼できる便利な手段として存続している。

(b) この観点から、両首脳は、両国の郵便事業者が日本とシンガポールとの間の郵便サービスの質を向上させ、効率を改善し、その範囲を拡大する手段を探求する検討を行うことを歓迎する。特に、両国の郵便事業者は、配達時間短縮等の手段により、両国の国際スピード郵便 (EMS) 及び国際航空郵便サービスの配達サービス標準を改善する努力をする。また、郵便事業者は、日本とシンガポールの間新たなサービスを創設すべく更なる協力

を行うための手段を探求すべく研究を開始する。

(1 3) I C T に関連する国際的なフォーラム

両首脳は、I C T の国際的性格を認識し、両政府が適当な場合には世界貿易機関 (W T O) 、国際電気通信連合 (I T U) 、アジア太平洋電気通信共同体、アジア太平洋経済協力 (A P E C) フォーラム、世界知的所有権機関 (W I P O) 、関税協力理事会、国際連合国際貿易法委員会 (U N C I T R A L) 及び国際連合貿易開発会議 (U N C T A D) をはじめとする関連の国際的なフォーラムにおいて緊密な協力を継続することの重要性を認識する。

(1 4) 情報格差 (デジタル・デバイド) の是正

両首脳は、国内のみならず国家間の情報格差 (デジタル・デバイド) 是正の重要性を認識する。したがって、両政府は、特にアジア地域の第三国に対する支援を行う際に協力する可能性を探求する。

9 . 科学技術に関する章

(1) 両首脳は、科学技術が、2 1 世紀における両国の経済にとって重要かつ必要不可欠であるとの認識を共有し、日・シンガポール新時代経済連携協定の精神に基づき、科学技術分野での二国間の協力の拡大を歓迎する。

(2) 両首脳は、両国の経済に大きく貢献すると認めるライフサイエンス分野での協力の進展を歓迎する。そのような協力には、以下のものが含まれる。

(a) シンガポール及び日本の関係機関、大学及び政府機関の参加による 2 0 0 1 年 3 月シンガポールでのバイオメディカル・シンポジウム及び 2 0 0 1 年 1 0 月東京でのバイオ・サイエンス・シンポジウムの開催

(b) シンガポールの分子細胞生物研究所と日本の東京大学医科学研究所との研究開発その他の学術活動を促進するための協力

(3) また両首脳は、生体材料分野での協力の進展を喜ばしく思い、シンガポール国立大学生体材料応用技術センターと日本の物質・材料研究機構生体材料研究センターとの間の機関間交流制度樹立の努力を歓迎する。

(4) 両首脳は、上記の協力が、日・シンガポール新時代経済連携協定の下で確立された枠組みにより、両国の科学技術に大きく貢献し、また、それにより

両国の経済の競争力を向上させるであろう他の共同プロジェクトの先駆けとなることを確信している。

10．人材養成に関する章

(1) JSPP21の更新

(a) 両首脳は、「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」(以下本声明において「JSPP21」という。)の重要性を再確認し、第三国への有意義な共同支援の実現のみならず、二国間関係をより成熟した段階へ引き上げたことにおいて「JSPP21」が果たした役割を改めて評価する。「JSPP21」は、両政府が途上国に対して、その経済・社会開発のために共同で技術支援を実施するための原動力となっている。「JSPP21」は、両国の対等なパートナーシップという基本原則に基づくという点で独特なものである。両首脳は、「JSPP21」を通じて、両政府が東チモールやASEAN及びアフリカ諸国を含む多くの国々に対して技術支援を成功裡に実施していることを評価する。

(b) この関連で、両首脳は、「JSPP21」の更新を歓迎する。両首脳は、特に、シニア・ボランティア・プログラムについての協力が、更新された「JSPP21」の対象に加えられたことを評価する。また、両首脳は、高齢化問題の対応の重要性を認識し、シンガポールが我が国と同様のシニア・ボランティア・プログラムを設立することに対する期待を表明する。それにより両国政府は、近い将来に第三国へ共同でシニア・ボランティアを派遣する可能性を模索することができるようになる。

(c) 両首脳は、デジタル・デバイドの克服を目的として、第三国に対して、その情報技術開発のための訓練を提供する「JSPP21」の役割を留意する。この分野で「JSPP21」が果たしてきた重要な役割を認識し、情報技術関連の訓練が将来の協力として重要な分野であり続けることを期待する。

(2) 民間セクターにおける第三国共同プログラム

(a) 両首脳は、新たに設立される「日本・シンガポール共同研修プログラム（以下本声明において「共同プログラム」という。）の下、ASEAN諸国の民間セクターへの技術移転及び人材養成の増進にかかる二国間協力が継続されることを歓迎する。「共同プログラム」は、経営管理、商業・産業技術、及び民間セクターが関心のある分野での実用的な事項を集中的に行う。訓練コースは、両国の機関によって組織され、シンガポールで実施される。

(b) 両首脳は、ASEAN諸国で活動する、またはASEAN諸国に関係のある日系及びシンガポール系企業が、この「共同プログラム」に参加する技術者を推薦することを奨励する。

(3) 大学生交流

(a) 両首脳は、両国間の大学生の交流が、相手国の高等教育分野での最新かつ最高の知識を得る上で、また、両国間の相互理解を促進する上で重要かつ有効であるとの認識を共有する。

(b) 両首脳は、二国間の大学生交流が着実に実施されていることを喜びをもって認識し、以下の新しい大学交流協定の締結を歓迎する。

() 九州大学 - シンガポール国立大学

() 慶応大学 - シンガポール国立大学

() 広島大学 - 南洋工科大学

(c) 両首相は、既存の大学交流協定が大学生の交流を継続し、これらの大学生が両国間の緊密な親善関係を更に強化するための資産・橋渡しとなることを期待する。

(4) 高校生交流

(a) 両首脳は、両国間の高校生交流が、両国の相互理解の増進に効果的に貢献することを認める。

(b) この関連で、両首脳は、札幌市と、国際青少年研修協会を通じて浜松市のシンガポールとの間のそれぞれの中学生交流が、両国間の親善と相互理解を増進することに成功していることを満足の意をもって留意する。

(c) 両首脳はまた、日本・ASEANの高校生交流プログラムにより、

シンガポールの高校生が日本を訪問する機会を得たことを喜びをもって留意する。両首脳は、これらの交流が両国間の緊密な関係を増進すると信じる。

(5) インターンシップ

(a) 両首脳は、両国の大学生に対して、インターンシップ・プログラムを通じて、相手国で就労経験を得る機会を与え合うことが有用かつ有益であるとの認識を共有する。両首脳は、インターンシップ・プログラムによる活動が、両国の民間部門での協力関係のみならず、両国民間の相互理解を増進することに大きく貢献することを強く信じる。

(b) この関連で、両首脳は、多くの大学生が、それぞれの国の法令に基づいて設立されたインターンシップ・プログラムを利用することを期待する。

(c) 両首脳は、日・シンガポール新時代経済連携協定の精神に留意しつつ、このインターンシップ・プログラムの更なる利用を奨励することを決定した。

11. 貿易及び投資の促進に関する章

(1) 両首脳は、シンガポール、日本、アジアにおける両国の民間企業間の戦略的連携の促進の重要性を認識し、貿易及び投資の促進を強化することを目的として2001年10月26日に日本貿易振興会（以下「振興会」という。）とシンガポール貿易開発庁（以下「TDB」という。）との間で署名された覚書を歓迎する。振興会とTDBは、以下の活動を共同で行うため協力する。

(a) 高成長分野に焦点を当てた産業別使節団の派遣及びセミナー

(b) 第三国への事業調査団の派遣

(c) シンガポール企業及び日本企業に関するオンライン・データベースの接続

(2) 両首脳は、1999年の再保険取決めに基づく既存の再保険協力に加え、貿易・投資保険協力を強化することを目的として日本貿易保険（NEXI）が発出した2001年6月1日付覚書の下で行われる日本貿易保険とECICS

信用保険会社（E C I C S）との間の以下の活動を歓迎する。

- （ a ）物品及びサービスの輸出に対する中長期の輸出信用保険における協調保険協力
- （ b ）バイヤー情報の交換
- （ c ）輸出信用・投資保険分野における E C I C S 職員の研修

1 2 . 中小企業に関する章

（ 1 ）両首脳は、中小企業が知識集約型経済において成長の原動力として機能し、また、それぞれの経済や増大しつつある国境を越える活動において重要な役割を果たしていることを認識する。

（ 2 ）両首脳は、両国の中小企業間の協力を促進することを目的として 2 0 0 1 年 1 0 月 2 6 日に振興会とシンガポール生産性標準庁との間で署名された覚書を歓迎する。同覚書に従い、在日のシンガポールの中小企業及び在シンガポールの日本の中小企業が行う事業及び投資は、(a)事業連携の促進、(b)一括情報サービスの開発、(c)シンガポールにおける、振興会のビジネス・サポート・センターの設立等の緊密な協力を通じて促進される。

1 3 . 放送に関する章

（ 1 ）両首脳は、二国間の理解を促進するための手段として放送が有する可能性を認識する。両首脳は、また、革新的な放送サービスの急速な進展に伴い、両政府が規制当局間の意見及び情報の交換を促進すること及び放送分野における協力的な取組を促進することに努めるべきであるとの見識を共有する。

（ 2 ）放送分野における協力的な取組を促進するために、両首脳は、日本とシンガポールの放送事業者間の商業上の協力及び結び付きを歓迎する。両首脳は、両国の放送事業者が既に活発な商業上の結び付きを有してきていることを認識する。

（ 3 ）両首脳は、両国政府が、日本及びシンガポールの独立した制作者や放送事業者による共同制作事業のためのより良い環境を整備するため、映画、テレビ、ビデオ作品の共同制作に関する共通政策声明に署名するとの事実を歓迎す

る。これは、両国の文化に対するお互いの及び国際社会の理解を促進する手段として、両国の創造的産業の成長を容易にするものである。

14．観光に関する章（姉妹通り）

（1）両首脳は、日本国とシンガポールとの間の観光と商業協力をさらに促進するための、日本国の銀座通連合会とシンガポールのオーチャードロード・ビジネス協会との間の銀座・オーチャードロード姉妹提携（広く「姉妹通り」と呼ばれる。）に関する覚書を歓迎する。

（2）両首脳は、以下のとおり信じる。

（a）同覚書は、双方を象徴する商業、文化、芸術的な活動を通じて姉妹通りのイメージを向上し得る。

（b）同覚書は、商業、文化、技術交流、訪問、研究旅行を通じて、姉妹通りに関わる関連団体や企業との連絡を円滑化し、友好関係を拡大し得る。

15．裁判外紛争処理

（1）両首脳は、日本国の国際商事仲裁協会（JCAA）、日本海運集会所（JSE）の海事仲裁委員会（TOMAC）及び他の裁判外紛争処理機関とシンガポールのシンガポール調停センター（SMC）及びシンガポール国際仲裁センター（SIAC）との共同の努力を通じて、両国法制度の中核に位置づけられている調停及び仲裁にかかる裁判外紛争処理（ADR）メカニズムにかかる認識が高まり、その利用が促進されるように取りはからうことを決意した。

（2）両首脳は、JCAAとSMC、JSEとSMC及びJSEとSIACとの間で結ばれた3つの覚書を歓迎する。両首脳は、これらの機関がそれぞれの覚書に基づいて、以下の分野につき協力することを奨励する。

SMCとJCAA及びJSEとの間の協力分野

（a）調停サービスの提供

（b）交渉・調停技術に関する研修の実施

（c）紛争回避、紛争管理及び裁判外紛争解決メカニズムに関する助言

・指導サービスの提供

(d) 交渉・調停ヒアリングのための設備の提供 (手数料及び費用の返済に関する合意に基づく) 並びに事例に適した調停人の選定及び任命にかかる支援の提供

S I A C と J S E との間の協力分野

(a) 仲裁サービスの提供

(b) 仲裁に関する助言・指導サービスの提供

(c) 仲裁ヒアリングのための設備の提供 (手数料及び費用の返済に関する合意に基づく。) 並びに事例に適した仲裁人の選定及び任命にかかる支援の提供

2002年1月13日にシンガポールで、日本語及び英語により発出した。この共同声明の内容に関する理解に相違がある場合には、双方は、英語版を参照することとする。

日本国のために

シンガポールのために

小泉 純一郎
日本国内閣総理大臣

ゴー・チョクトン
シンガポール共和国首相